

# 業務委託仕様書

## 1 業務名

令和8年度 特定外来生物（植物）分布調査委託業務

## 2 業務箇所

佐久市全域（山地は除く。ただし佐久市の指定する地域については対象とする。）

## 3 委託業務の目的

本業務は、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき指定され、長野県内において生育が確認されている特定外来生物（植物）の生育状況について実態調査を行うものである。

前回調査（令和2年度）から変遷しつつある特定外来生物の分布状況を把握し、対策を講じる上での基礎データを確保するとともに、今後の効率的な駆除活動に向けた指標策定に資することを目的とする。

## 4 業務の履行期間

契約日から令和9年1月29日（金）まで

## 5 委託業務の内容

### (1) 調査の概要

#### ア 対象種

アブラ・クリスタータ、アレチウリ、オオカワヂシャ、オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、オオフサモの6種

#### イ 対象地域

佐久市全域（山地は除く。ただし佐久市の指定する地域については対象とする。）

#### ウ 調査時期

春季調査（5月～6月）、夏季調査（7月～8月）、秋季調査（9月～10月）の計3回

#### エ 調査方法

踏査による目視確認

#### オ 調査項目

種名、確認位置（図面上にプロット・GPS座標）、分布範囲（目視判定）、個体数（目視確認：9以下、10以上、100以上、1000以上の4ランクで記録）

#### カ 分布図の作成

調査結果は、1/10,000地形図を用い、対象種ごとの分布図として作成すること。

#### キ その他

- ・生息確認地点周辺の状況を写真撮影すること。
- ・対象種以外の特定外来種を確認した場合は報告すること。
- ・調査結果の考察及び駆除計画（案）を記載すること。

### (2) 各調査期における業務報告期限（中間報告）

ア 春季調査結果報告 令和8年7月31日（金）まで

イ 夏季調査結果報告 令和8年9月30日（水）まで

ウ 秋季調査結果報告 令和8年11月30日（月）まで

エ ア～ウの調査結果報告（取りまとめ） 令和8年12月25日（金）まで

### (3) 報告書の作成

上記（1）の内容を取りまとめ、報告書を作成すること。

## 6 委託業務の従事者

本業務に従事する担当技術者のうち1名以上は、生物分類技能検定2級（植物部門）以上の資格を有するものであること。

## 7 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たって、佐久市に次の書類を提出しなければならない。

- (1) 業務委託契約締結後
  - ・着手届
  - ・主任技術者届
  - ・主任技術者の経歴書
  - ・業務計画書及び工程表
  - ・その他必要書類
- (2) 業務完了後
  - ・業務完了届
  - ・成果品（全体一式）
  - ・その他必要書類

## 8 打ち合わせ等

- (1) 業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は佐久市と常に綿密な連絡をとり業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、相互に確認しなければならない。
- (2) 打ち合わせは原則として本業務の着手時及び完了時に行うものとし、それ以外にも必要に応じて実施するものとする。受託者は、すべての打ち合わせの結果を書面に記録し、その都度佐久市の確認を受けなければならない。

## 9 関係官庁への手続き等

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたり、佐久市が行う関係官庁等への手続きが円滑に行われるよう、必要な資料の作成及び技術的な説明等の協力を行うものとする。
- (2) 受託者は、関係官庁等との協議が必要な場合、または協議を求められた場合は、あらかじめ佐久市と協議の方針を確認した上で誠実に対処するものとする。
- (3) 受託者は、前項の協議の結果について、業務の進捗に影響を及ぼす重要な事項が含まれる場合は、速やかに議事録を作成し佐久市に報告しなければならない。

## 10 土地への立ち入り

- (1) 受託者は、本業務を実施するため、国有地又は公有地に立ち入る必要があるときは、あらかじめ佐久市に通知し、必要な手続きについて協議すること。
- (2) 受託者は、本業務を実施するため、他人の土地への立ち入り、植物の伐採、工作物の除去又は土地の一時使用が必要なときは、あらかじめ所有者又は管理者の承諾を得るものとする。
- (3) 前項の立ち入り等の際し、受託者の責めに帰すべき事由に損害が生じた場合は、受託者がその責任を負うものとする。

## 11 成果品の提出

調査結果成果品は、印刷物（A4版）、電子ファイル（表はExcel形式、本文はWord形式及びPDF形式、画像はPNG形式又はJPEG形式）を電子媒体（DVD-R又はCD-R等）により提出するものとする。

- (1) 本業務に係る報告書（印刷物A4版） 2部
- (2) (1)の電子データ（DVD-R又はCD-R等） 1式

## 12 成果品の取扱い

成果品は、すべて佐久市の承諾を受けなければ他に公表・貸与・使用してはならない。また、調査結果に係る諸般の権利は佐久市に帰属する。

### **13 成果品の訂正**

本業務の完了後といえども、受託者の過失または疎漏による成果品の不備が発見された場合は、受託者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

### **14 守秘義務**

- (1) 受託者は、本業務の履行に当たり、知り得た一切の事項を他に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の成果を他の業務に利用してはならない。

### **15 その他**

- (1) 本仕様書に定める事項及び定めのない事項に関して疑義が生じた場合は、協議のうえ決定するものとする。
- (2) 調査等にあたっては、適切な危険防止の措置を講ずるとともに、近隣住民に迷惑とならないように十分配慮すること。
- (3) 受託者は常に善良な管理者の注意を払って業務を行うこと。

### **16 業務問合せ先**

佐久市中込 3056 番地 佐久市 環境部 環境政策課 環境保全係  
TEL : 0267-62-2917 (直通) FAX : 0267-62-2289